# 一般財団法人熊本さわやか長寿財団定款

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人熊本さわやか長寿財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

#### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者の積極的な社会活動の促進を図るための生きがいと健康づくりに関する事業を行い、もって活力を持ちながら長寿を喜べる社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1)総合的な高齢者対策を推進するための普及・啓発に関する事業
  - (2) 高齢者の生きがいと健康づくりのためのスポーツ・文化活動の振興、学習機会の提供、相談、情報の収集・提供及び調査・研究に関する事業
  - (3) 高齢者の社会活動の振興を図るための指導者の育成に関する事業
  - (4) 高齢者の社会活動を推進するための組織の育成及びそれらの団体等との連絡調整に関する事業
  - (5) 高齢者の起業支援に関する事業
  - (6) 熊本県高齢者総合相談センターの運営
  - (7) 高齢者の無料職業紹介に関する事業
  - (8) 熊本県介護実習・普及センターの運営
  - (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

#### 第3章 資産及び会計

(財産の構成)

- 第5条 この法人の財産は、基本財産と運用財産の2種とする。
- 2 基本財産は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第17 2条第2項に規定する、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定め た財産とする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 寄附金品であって、寄附者の指定があるものはその指定に従う。

(基本財産の管理及び処分)

- 第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければ ならない。
- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようと するときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会により別に 定める財産管理運用規程によるものとする。 (事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事 長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。 (事業報告及び決算)
- 第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、 監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に 提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければ ならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所 に備え置くものとする。

(剰余金の処分制限)

第11条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任等)

- 第13条 評議員の選任及び解任は、一般法人法第179条から第195条までの規定に従い、評議 員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計 を維持しているもの
- ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
- へ ロから二までに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2)他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイから二に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
- 口 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの にあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
  - ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置 法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

#### (評議員の任期)

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議 員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期 の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第15条 評議員に対して、各年度の総額が32万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、評議員に対して、評議員会において別に定める基準に従って、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### 第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第17条 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 評議員の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の選任又は解任
  - (3) 理事及び監事の報酬等の額
  - (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (5) 理事及び監事並びに評議員に対する費用弁償の基準
  - (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
  - (7) 定款の変更
  - (8) 残余財産の処分
  - (9) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会に出席した評議員の中から選出する。

(決議)

- 第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が 出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議 員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 第22条 理事が評議員全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項 を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の 意思を表示したときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

(報告の省略)

- 第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員の中からその会議において選任された議事録署名人 2名が記名押印する。

第6章 役員等

(役員の設置)

- 第24条 この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 5名以上11名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91 条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を処理する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の 執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況 の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員 会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終 結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任 した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任すること ができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

## (役員の報酬等)

- 第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において 別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には、評議員会において別に定める基準に従って、その 職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第32条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招生)

- 第33条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事会に出席した理事の中から選出する。

(決議)

- 第35条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席 し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### (報告の省略)

- 第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当 該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告には適用しない。

#### (議事録)

- 第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

#### (定款変更)

- 第38条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

## (解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で 定められた事由によって解散する。

#### (残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団 法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共 団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

#### (公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

#### 第10章 事務局

#### (設置等)

- 第42条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。
- 4 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

#### 第11章 賛助会員

## (賛助会員)

- 第43条 この法人に、賛助会費を負担する賛助会員を置くことができる。
- 2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

#### 第12章 補則

#### (細則)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の 認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替 えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は蒲島郁夫、副理事長は菊川忠一、常務理事は真開純雄とする。
- 4 財団法人熊本さわやか長寿財団の寄附行為は、附則第2項に規定する解散の登記の日に廃止する。